

3 平成26年第5回越知町議会定例会 会議録

平成26年9月12日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開 議 日 平成26年9月18日（木） 開議第3日

2. 出席議員 （10人）

1 番 小田 範博 2 番 武智 龍 3 番 市原 静子 4 番 高橋 丈一 5 番 斎藤 政広 6 番 岡林 学
7 番 山橋 正男 8 番 片岡 清則 9 番 西川 晃 10 番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久 書 記 高橋 佳代

5. 説明のため出席した者

町 長 小田 保行 副町長 國貞 誠志 教育長 山中 弘孝 教育次長 高橋 昌彦
総務課長 片岡 雅雄 会計管理者 大原 孝司 住民課長 西川 光一 環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一 産業建設課長 前田 桂蔵 企画課長 中内 利幸

6. 議事日程

第1 議案質疑（認定第1号～報告第4号）

第2 討論・採決

- 認定第 1 号 平成 2 5 年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 5 年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 5 年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 5 年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 5 年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 5 年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 2 5 年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 2 5 年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 2 5 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度越知町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第 1 0 号 平成 2 5 年度越知町水道事業決算認定について
- 認定第 1 1 号 平成 2 5 年度林道桐見川白石川線等管理組合歳入歳出決算認定について

第 3 議案質疑（議案第 4 1 号～議案第 5 7 号）

第 4 討論・採決

- 議案第 4 1 号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 2 号 越知町立中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 3 号 越知町いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
- 議案第 4 4 号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 5 号 越知町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 6 号 越知町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 7 号 越知町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
- 議案第 4 8 号 越知町お試し住宅条例の制定について

- 議案第49号 平成26年度越知町一般会計補正予算について
- 議案第50号 平成26年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第51号 平成26年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第52号 平成26年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第53号 平成26年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第54号 財産の無償貸付について
- 議案第55号 愛媛県西宇和郡伊方町立伊方保育所を越知町住民の使用に供させることについて
- 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 議案第57号 工事請負契約の締結について

第5 発議

- 発議第5号 手話言語法制定を求める意見書
- 発議第6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
- 発議第7号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書
- 発議第8号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書
- 発議第9号 2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書
- 発議第10号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

第6 議員派遣

第7 委員会の閉会中の継続調査

開 会 午後 2時00分

議 長（斎藤政広君）平成26年9月定例会開議3日目の応召御苦勞様です。本日は池監査委員にも御出席をいただいております。よろしく申し上げます。出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程に入る前に、町長から2番、武智龍議員に対する答弁の中で間違いがあったので、訂正したいとの申し出がありますのでこれを許します。町長、小田保行君。

町 長（小田保行君）開会前の貴重な時間をいただきます。昨日、一般質問で武智議員に答弁をさせていただいた中で、人口減対策の中で建設業とか不動産業者、そういった方たちの力を借りる必要があるのではないかというような趣旨の質問があった時に、私のほうが民間団体とか、それから区市町村が加盟した団体があるが、越知町は加盟していないというお話をしました。そこを訂正させていただきます。昨年度ですが、高知県居住支援協議会という団体がありまして、これは、宅建業者、不動産業者、それから建築士会などの民間業者と、行政では高知県、それから市町村が加盟しておる団体があります。そこに越知町も加盟しております。内容としましては、空き家の改修についての相談を、そういったプロの方たちが相談にのってくれるというような協議会がありまして、そこには加盟をしておりますので、加盟していないということでしたので訂正をさせていただきます。以上です。

議 長（斎藤政広君）町長に申しておきます。思い込みの答弁ではなかったかとは思いますが、確認の上、きちんとした答弁がこれから先できますようによろしくお願ひしたいと思ひます。次に移ります。

議 案 質 疑（認定第1号から報告第4号）

議 長（斎藤政広君）日程第1 認定第1号 平成25年度越知町一般会計歳入歳出決算認定についてから、報告第4号 資金不足比率報告書についてまでの14件を一括して議題とし、議案質疑を行います。質疑はありますか。6番、岡林議員。

6 番（岡林学君）歳入歳出決算事項別明細書をお願いをいたします。一般歳入の2、一般会計ですが、事項別明細書2ページ、一般会計歳入2、この軽自動車税がございまして、これは町の自動車税になるわけですけども、見てみるに大抵こういうふうな軽の自動車は、どこも家庭も使っ

ておると思いますが、それにしても非常に未収入額が多いように思われますが、どういうふうな内容かお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）片岡税務課長。

税務課長（片岡洋一君）軽自動車税の未収のほうですけども、主に登録をされてある方がもうすでに使用してないであろう車両を抹消できてない、なおかつ、その方が町外に転居してまして、こちらにはおらん連絡が取れないという部分が主を占めてます。基本的にはその軽自動車でも車検の必要なものについては、車検を更新する時にあたり納税証明が必要なわけですけども、それを必要としない二輪車の部分ですかね、原動機付自転車から、そういう部分が多くあります、それについて、その車両を特定するにはなかなかお金と時間がかかります。そこまでは追いついてないような状況です。本来でしたら1件1件つぶしていくべき案件ですけども、それと税額が少ないというのが1つの多い原因です。以上です。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）おおよそのそういうふうな内容ではないかということは、私も推測はいたしておりましたけれども、しかし、何か手をうっていかないと、これからもこのお金がどんどんどんどん増えてくるようなことになってくると思いますが、何か今後どのような対処を手を打つ考えがあるのかをお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）片岡税務課長

税務課長（片岡洋一君）基本的に2台3台とある方は、現在使用してある車両をタイヤロック等していく必要があると考えております。それから、町外に出られた方は住所照会しても、もうやりようがないところが現住所、そこに住んでない居所不明者というような格好になってますので、その不納はちょっと調査は難しいと思います。現在あるもんについてはタイヤロック等して強行に徴収していきたいと考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）皆さんあると思いますが、歳入歳出決算事項別明細書、一般会計歳出の17ページです。ここの20扶助費、重度心身障害児（者）等の不用額、ここに1,100万という大きな不用額がありますが、これは当然必要であろうと思って確保しておるお金であろうと思いますけれども、これは決算ですので、これを扶助費の最初の4,450万、これ12カ月割ると、月400万ぐらいの金額になろうかと思っておりますけれども、大体その24年度もこういう形で大きな不用額が上がっておりますけれども、やはりその年の大体1月ぐらいになれば、あと2月3月ぐらいはこれぐらいの金額で行くだろうというある程度の事務的にかっちりしておれば金額がわかると思います。そうなるとやはり3月の議会で、減額の金額が出てくるのが当然やと思いますし、その辺の事務的なことがかっちりできてないように思いますが、その辺はどんなになっておりますか。お

聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）西川住民課長

住民課長（西川光一君）岡林議員にお答えします。不用額が多いということは、先ほどの御指摘のとおり、3月に不用額を不用というようなことで計上するということがぬかっていたのではないかと思います。見込みがなかなか立ちにくいというようなことも担当から聞いておりますが、できるだけ見込みを立てていただいて、不用であるというような額はできるだけ減すというような方向でちょっと検討したいと思います。

議長（斎藤政広君）西川住民課長

住民課長（西川光一君）すいません。請求が先ほどちょっともう1回追加ですけど、請求が2カ月遅れで来るということで、わかりにくい部分もあります。実際現状、それを実際この額が結果的に多いというようなことで、できるだけ少のうなるようなことを担当と話し合っただけ減していける方向で、もっていきたいと思います。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）それやはり終わってみないとわからないと、金額が確定しないということは十分わかります。しかし、こういうふうに事務的にかっちりやっておけば、もう少し正確な数字が出てくるのではないかと。終わってしまったからのこういう形よりも、やはりもうちょっと事務的に関係者、それから責任者等の管理等をお願いをしておき、また、来年もチェックをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。9番、西川議員。

9番（西川晃君）歳入一般会計歳入歳出決算書の中で、事項別明細書の一般歳入で6ページになります。他のほうにも載ってると思うんですが、この中で自動販売機設置という欄があります。教育委員会、町民会館とか本庁舎のほうと、この設置の中で町民会館のほうに設置してある自動販売機だと思うんですが、これが57万7,760円と、そしてまた町民会館のほうでも31万6,687円と、この自販機他でも設置は、越知町として旧のドライブイン都屋跡地の道路沿いにも設置はしてあったと思うんですが、今現在、町内で越知町として設置してある自動販売機はどのくらいあるのか。そして純利益がどれくらいあるのかをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。一般歳入の6ページ。

議長（斎藤政広君）雑入でもあるんやないかね。はい、高橋教育次長

教育次長（高橋昌彦君）西川議員にお答えいたします。正確な数字につきましては、この部分に電気料がどれくらいかかっているか、ちょっと調べる手立てがございませんので、正確な数字は出てないんですけども、ここに載ってる金額から電気料を引いた部分が純利益ということでございます。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長。

総務課長（片岡雅雄君）お答えいたします。庁舎内のことでございますが、役場に3台、そして消防の屯所がございます。ここに計上しております50万2,578円は、売上げの20%と電気代が入っています。以上です。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）お答えします。福祉センターに1台自動販売機が入ってます。この項目で12,150の1ですが、福祉センター使用料で自動販売機の設置が入ってます。以上です。（「どれだけの利益があるか。」の声あり）。お答えします。4万2,088円これから電気料を引いたものになります。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休 憩 午後 2時15分

再 開 午後 2時16分

議長（斎藤政広君）正常にします。再開します。片岡総務課長。

総務課長（片岡雅雄君）すいません、今ちょっと手元に資料がございませんので、精査してまた報告をせらいてもらいます。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）一般歳出の3ページ、13の委託料、その中の町長車等公用車運転39万3,760円について質問しますが、委託はおそらくシルバー人材センターと思いますけど、この委託の39万3,760円ですか、これは運転手の賃金であると思いますけど、もし運転手がない場合は、町長もしくは職員の方が運転されると思いますけど、その場合です。運転した町長とか職員ですかね、その方には賃金は払われるんですか、どのようなになるんですか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）お答えいたします。先ほど議員が言われたように、これシルバー人材センターにお願いしている金額でございます。職員が運転する時は、ほんとに近い佐川町とかそういう場合はございますけども、高知に行くとかそういうことはほとんどございません。お金のほうは出してお

りません。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）町長公用車ですけど、人材センターの方運転手がない場合、おそらく町長の関係やったら四国内やったら車で行ったりいろいろするかもわかりませんが、その時に町長ですかね、自らが運転した場合その費用弁償町長に支払いますか。その39万7千のうちに支払ったことはありますか、25年度ですけど。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）お答えします。県外でも町長が運転することがたまにございますが、もちろん金額は発生しておりません。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）歳出の21ページでございます。保健衛生総務費の中の13委託料、366万4千円の不用額ですね、70万3,543円について聞きますけど、これ妊婦、乳児健診、それから2歳児・3歳児健診、1歳6カ月児・2歳児健診というその中で金額が載っておりますけど、乳児ですか、3歳児まで妊婦さんもそうでございますけど、大変越知町の宝ではなかろうかと思えます。もちろんそれ以外の方も越知町の宝ではございますけど、この不用額約70万円について聞きますけど、妊婦、乳児健診、それと2歳児・3歳児健診、1歳6カ月児と2歳児健診、それぞれですが、健診の人員は何人でしょうか。健診の人員ですね。それと恐らくこれの不用が出ていると思えますけど、この関係で受けられた方は何人おられるんですか。その不用額じゃないんですかね。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時23分

議長（斎藤政広君）再開します。片岡総務課長、答弁。

総務課長（片岡雅雄君）西川議員に先ほどのことで、お答えします。先ほど庁舎のことは先ほどのものですが、旧都屋あそこに自動販売機がありました、そのことについて御報告しておきます。都屋の前に3台ありました。それが25年の6月に撤去をいたしました。その退けるまでの入、自動

販売機の電気代、これが30万1,726円、出これは電気代ですが9万5,436円で、20万6,290円が利益となっております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）国保のことでちょっとお聞きをしたいんですが、国民健康保険特別会計歳入で、国保歳入の1です。ここも未収入済額等もありましたけれど、この間税務課の課長のほうから24年度の徴収が86.3%と、それから25年度については88.1%と、ちょっとずつ上向いてきておるといふ説明もありましたんですが、県下的には県の平均はどれくらいになるか押さえられておりますか。

議長（斎藤政広君）片岡税務課長

税務課長（片岡洋一君）資料を持ってこんと県下的なことは完全に把握できてません。県の平均としたものはないようですんで、県の各市町村とのはありませんけども。ちょっとそれも情報も古い24年度やったと思いますけれども、そのデータでしたらありますけども、全体の率というのは出てない。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）その県下的な各町村のあれは出ちゅうわけですね。町村別に何%というような、24年度ですかね。ちょっと参考までに越知ほどのぐらいのところにおるか、徴収率が、それはその表が見たらわかりますね。わかるその表をとりあえずありましたらそれをお聞かせください。

議長（斎藤政広君）調べてきてください。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）事項別明細書の中の付属書類ですね、付属書類の26、27ページの育英基金についての質問でございます。これ3つ一緒に聞きますので、同じ質問内容ですのでよろしく申し上げます。育英基金の関係でございますけど、片岡育英基金、越知町育英基金、それから小田原育英基金についてでございますけど、この貸付金、それから返還金を出ているわけでございますけど、この各種、各3つの育英基金ですね、貸してる金額の中でこの返還金は滞りなく毎月収められておるのか、お聞かせ願いたいと思います。滞納の方はおられるんですか。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長

教育次長（高橋昌彦君）滞納者の方がおります。以前は未納の方ゼロでしたけれども、ここ2年ぐらいの間に越知のほうで5名、それから小田原育英基金のほうで1名です。なお、この滞納の方につきましては連絡を取り、払っていただくよう要請はしております。中に1人だけ行方不明で連絡取れない方がおられまして、育英基金貸付の時に保証人を立てております。ところが、この保証人にも連絡がつかないという方が1名おります。この方につきましては、裁判所のほうから自己破産の申し立てということで連絡を受けておりますので、以降につきましてはちょっと対処を考えなければ

と思っております。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。片岡税務課長、答弁。

税務課長（片岡洋一君）24年度分の国保の収納率で、先ほど市町村の計は出てないと言いましたけども、計というものがありますけども、この率というのは、各自治体ごとの数字を足して平均を出したような数字で、正確性はあまりないと思います。言うたら高知市は73%です。人口の多いところが73であって、後の人口の少ないところが佐川町でしたら87.26、仁淀川町が89.67、いの町が88.39、近くの自治体ではそういうところですが、その中で越知町が86.33、大まか80から75あたりの範囲に入ってます、それを今私の手元にある数字では市町村計ということで91.98という数字になってますけども、本来でしたら調定額から収納額を出すべきものをただ数字だけの運びになってますので、正確にはその周辺の自治体の数字を比べていただきたいと思います。そういう意味で市町村の計はなされてないと思っております。

議長（斎藤政広君）片岡税務課長。

税務課長（片岡洋一君）順位のほうを、すいません。越知町は14位になってます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）報告第3号 健全化判断比率報告書についてでございますけど、報告3号についてでございますが、この実質公債費比率が24年度が7.7の25年度が6.9%でございます。この次のページを見ますと、早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%であるわけでございますと、この比較しますと本町の25年度の実質公債費比率の6.9%は非常に財政健全な公債費比率ではなかろうかと思いますが、現在の6.9%では、県内34市町村ですかね、どれぐらいの位ぐらいにあたるんですか。相当えいほうじゃないですか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）ちょっと資料を構えます。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）山橋議員にお答えいたします。今わかる範囲のは、直近が24年度の方でございますが、7.7%は6番目です。以上です。低いほうからでなく、いいほうからです。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）今お答えがありました、県下でも6番ということで相当財政健全化が進んでるわけでございますけど、24年度の7.7%、そ

して25年度の6.9%でございますけど、公債費比率がマイナスになれば行財政改革が必要であるという話を聞いたわけでございますけど、この数年間本町では、大型の公共事業を行ってきたわけでございます。それで今回の予算書の関係を見てみますと、24年度末が地方債約48億円、それと25年度末が約54億円、本年度末見込み額として約65億円という見込み額になっておりますけど、この2年前と比較しますと、本年度末の見込み額と比べますと、比較しますと約17億円の地方債の増となるわけでございますけど、やっぱり今後財政健全化の比率ですかね、この公債費比率については、大丈夫なんでしょうか。ちょっとあまりにも今回26年度同じように大型の公共事業が行われるようになっておりますけど、非常に心配しておりますけど、来年度の見込みは大丈夫ですか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）山橋議員にお答えいたします。山橋議員の言われたとおり、大変大きい額になっておりますが、地方債においては優良起債を中心に将来の公債費負担に配慮した借り入れは心がけております。しかしながら、これ以上町債が増額になるのは好ましくない状況と、それは認識しております。ただ27年度以降、起債で大きなウエイトを占める過疎債において、過疎計画での大きなインフラ整備というのはある程度終了いたしました。今後は起債額を減らしていくようにしていかなければならないと考えております。それと、公債費が財政に及ぼす負担を表す指標、実質公債費の比率でございますけども、これは町の収入に対する借金返済額の3カ年の平均の実質公債費比率ですが、これは、書いちゅうとおりです。18%を超えると起債は県の許可を得なければならない。それが25年度は6.9%でした。26年度は先ほど金額も出ましたが、若干高くなるとそれは思っております。ただ危険な状態までは行くということはありません。いずれにしても今後、町債減らすよう財政健全化に努めてまいります。以上です。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時57分

議長（斎藤政広君）再開します。西川住民課長、答弁。

住民課長（西川光一君）山橋議員にお答えします。実績なんですけど、妊婦の健診につきましては、受診人員が38名、延べでは、270人となっております。

ます。それと、乳児健診につきましては、対象人員が37名、受診者が37名です。それと、1歳6ヶ月健診につきましては、対象者24名で受診者が24名です。2歳児健診につきましては、対象者が25名で受診者が19名、3歳児健診につきましては、対象者が36名に対しまして、受診者が34名となっております。以上です。（「了解、わかりました。」の声あり）

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）先ほどの西川議員にお答えした中で、間違いがありましたので訂正させていただきます。一般歳入6ページ、教育使用料の中の自動販売機の設置手数料と、その下の総務使用料、町民会館の中の自動販売機設置の使用料でございますが、電気料につきましては、別途、雑入のほうでいただいておりますということで、この使用料について、全てが利益ということです。訂正をさせていただきます。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）。なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決（認定第1号から報告第4号）

議長（斎藤政広君）日程第2 討論・採決を行います。

認定第1号 平成25年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第2号 平成25年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第3号 平成25年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第4号 平成25年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第5号 平成25年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第6号 平成25年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第7号 平成25年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第8号 平成25年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第9号 平成25年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

議案第40号 平成25年度越知町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、可決されました。

認定第10号 平成25年度越知町水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第11号 平成25年度林道桐見川白石川線等管理組合歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、認定されました。

なお、報告第3号と報告第4号は議決事件ではありませんので、ここで池監査委員には退席をしていただきます。どうも御苦労さまでした。
(池監査委員は退席)

議 案 質 疑 (議案第41号から議案第57号)

議 長 (斎藤政広君) 引き続き、日程第3 議案第41号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号 工事請負契約の締結についてまでの17件を一括して議題とし、議案質疑を行います。質疑はありませんか。1番、小田議員。

1 番 (小田範博君) 補正予算の事項別明細書のほうになりますが、一補事16ページをお願いします。ここで5. 1. 3の委託料、620万3千円の減額となっておりますが、予定していた事業が変更になったものなのか、それとも全部中止となったのか。そうなった理由をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 (斎藤政広君) 前田産業建設課長。

産業建設課長 (前田桂蔵君) 失礼しました。小田議員に御答弁申し上げます。この事業は、失業者の新規雇用という事業でございます。新規採用する時に少々確認を怠っておりまして、補助対象外である学生をですね1名雇用しておりました。そのために、その経費が補助対象でありますので、削減をする補正となっております。以上です。

議 長 (斎藤政広君) 6番、岡林議員。

6 番 (岡林学君) 26年度一般会計補正予算、一補事8ページをお願いいたします。13委託料ですが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理と、大変大きな1,500万というお金が出ておりますが、これは最初にも説明があったんですけども、非常に大きな金額で、このもの自体が十分にわかりませんでしたので、ちょっと私なりに調べてみましたけれども、これは町内の下の工事請負の庁舎のLEDの蛍光灯の設置と、これとこれに対

する先の処分であるというふうに思いますけれども、非常に金額が大きいですし、その4、500キロぐらいあると、1キロの処理料も3万2、500円もかかるというような説明があったんですが、これについてはどういうふうな処理をしていくのかと、それをもう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）岡林議員に御答弁申し上げます。まず庁舎内の蛍光灯、安定器をのけんといかんというこの個数から入りたいと思いますが、まず、現在LEDに交換済みの蛍光灯が1階、2階ございます。その中のトランスの撤去のみ外すのが57個で、あとはLED交換するところになります。これがトランス撤去、これ照明器具の取替え含むということで、普通の蛍光灯反射板みたいなのがあります。あれも含めて換えるのが38個と、後はトランスの撤去で照明器具の取り換えは、取り換えはなしというのがこれ40個、これで135個あります。あと、この作業の流れですけども、まず、1回電気屋さんに見積もりをいただいたわけなんですけど、実際に全部をはずしてみんとどんなもんが入っちゃうかわからんということで、そういう話を聞きました。それで、重さも種類があって、1.9キロのものがあれば、6.7キロもあるという話を聞いておりますので、これ外して量らんとはつきりとはわかりません。この処理の流れから言いますと、まず、PCBの安定器を取り外します。そして搬入容器に保管ということでドラム缶を購入して電気さんの手でよって外したのをドラム缶へ入れると、その時に荷姿の登録作業というものがあります。1個1個写真を添付するようなことになるとは思いますけど、それを全部ドラム缶へ入れて重さを量って、それかける先ほど議員が申されましたような1キロ当たり3万240円か50円ですかね、そういうことでなるとは思います。その後、またこれは専門業者によって専門の運搬会社によって北九州の会社のほうに運搬します。そして、最後にはその北九州にある日本環境安全事業株式会社、ここで処理をすると、流れ的にはこういうことになります。以上です。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）このPCBというのは非常にちょっと特殊な、特別措置法という法まであって、なかなかそれを処置できる非常に会社も少ないということは、これはもう北九州でしたかね、のほうにということで、ここの見積もりなんかも独占的というか、その会社の言いなりの金額になるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうふうな見積もりはまだ取られてないわけですか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）お答えいたします。その北九州の会社からは見積もりはいただいておりますが、これは県下どこでも使っているような料金表と

いいですか、そういうものもらっておりますので、そこで計算をしております。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）これはどうしても物けなければならないという品物なんですよ。単純に考えると、この委託料が1,512万円と、それから庁舎内のLEDの設置工事等もあったり、排水管もありますけど、600万の中で、大方2千万くらいの処理料とLEDの設置にかかるのであれば、それほど大きなお金を入れるそのメリットがあるかというふうに思うんですが、これはもうどうしても今回というか、近々やらなければならないような工事なんでしょうか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）お答えいたします。これは、法的にのけないかん、39年、本来は39年までということですが、県の見解によりますと、高知県というのが割り当てが決まっちゃうようです。そういうことで高知県は27年の1月までに処理をなさないと、そういうことが決まっておりますので、これはもうどうしてもやらないかんもんだと考えております。それと、LEDの件ですが、これ330万あまりなんですけど、どうせすべての蛍光灯の中の安定器を取り外して処理をしなければならないということは、このLEDやる時にまた工事ということになりますので、もうこの際金額が大きくなるはなりますけども、1回にもう全庁LEDにしたいと、そういうことでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）県のほうから27年までというようなそういうふうなお達しもあるということですので、これは段取りをせないきませんし、当然一緒にやらないと、別々にという工事にはいけないと思いますが、ちょっと調べましたら、PCBの廃棄物収集運搬業許可業者一覧というのが、これは県内四国にはないんですよ、この私が持ってる資料には、大阪とかいろいろ何十社もありますので、その辺も見積もりの時にはぜひそういうところも考えて適正な見積もりを出せるように配慮をしてもらいたいと思います。以上です。

議長（斎藤政広君）他にありませんか。3番、市原議員。

1番（市原静子君）介護事の5ページになります。19区分になります。特例居宅介護サービスの給付費ですけれども、この特例の意味と、そして何人ぐらい越知にはおられるでしょうか。

議長（斎藤政広君）住民課長以外のところで、1番、小田議員。

1番（小田範博君）一般会計になります。一補事の18ページ、ここの委託料、80万円を計上しております。観光拠点施設の整備事前調査費とい

うことになっておりますが、それは、近い将来観光拠点施設を計画するという目的があって調査をするのであると思うんですが、どこにどういったものを、計画をする予定があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）小田議員にお答えします。まず、どこにどういったものを計画するかそういうところでございますが、それも含めて事前調査ということで考えております。現在一応、カヌーにつきましては、宮ノ前の民間の倉庫を拠点にしております、青潰から宮ノ前までがツアーコースとなっております。またラフティングにつきましては、明治中学校を拠点に、本村から日ノ瀬までがツアーコースとなっております、ツアーを行っているところでございます。そこで、体験型観光は、観光はもとより、移住への導入口として、非常に大切でありますことから、その拠点整備は急がれているところでございまして、今回、カヌー、ラフトのコース見直しも前提としまして、また施設とコースの出発地とゴールを結ぶ交通アクセスの利便性なんかも考慮しまして、観光拠点施設としてふさわしい施設の場所、規模等について事前に調査し、また、環境デザイン、土木と建築の最近融合ということで、環境デザインにも配慮したそういうふうな費用ということで、今回委託料として計上させていただきました。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）そしたら目的としては、カヌー、ラフト、これに対応できる施設ということで理解してよろしいですかね。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）今、体験型観光ということで、カヌー、ラフトが中心になっておりますけども、冬場のメニュー横倉山、冬場のメニューについても考慮しておりますので、もう町全体の観光というようなところの事前調査もお願いしたいと思っております。中心はカヌー、ラフトになってくると思います。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）議案第47号の地域優良賃貸住宅管理条例ですが、その第6条、いくつか聞きたいと思いますが、まず第6条の1のカというのがありますね、カタカナのカ、(1)の中にカタカナのカとありますが、町長が特に定住対策として入居を認める世帯というふうにあります、やはり、思いつきではやらんとは思いますが、やっぱり公平性というものを保つということが重要になってくると思いますが、定住対策とはどういう場合を言うのかというへんの仮説で、こういう場合こういう場合こういう場合というようなものを列挙した手引書というようなものは作っておりますか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）武智議員にお答えいたします。この第6条につきましては、今言われたカの部分ですね、町長が特に定住対策等として入居を認める世帯と、こういう書ききっておりますが、アからオまで入居の資格がございます。ただ、この中に含まれない36歳から64歳の方で、子どももいない、高齢者でもない、障害者でもないと、この方らはアからオに含まれておりません。ただ、そういう方入居を希望される方もおいでるかと思いますが、その方らのため、それを面接といたしましょうか、お話を聞いた上で入居できるようなシステムと、そういう方でとらえております。以上です。（「質問の要旨聞いてや。手引書など作っちゃうかということ聞いたわけやけ。」の声あり）

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）失礼しました。定住対策等でその手引きはございません。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ほんなら今課長が変わった時は口頭で引継ぐという、担当者にはロコミで引き継ぐということですか、そういうことを。

議長（斎藤政広君）そこのあたりは規則で定めるとか、そういうことはしてないの。片岡総務課長。

総務課長（片岡雅雄君）お答えいたします。これを作るに至っては定住の促進をするために、フォレストタウンおちをつくってるわけですので、やはりこの書ききらないとやっぱり具合悪いわけで、これは課長変わったらどうするかということでございますが、これは、どういいますかね、やはり書ききらんと具合悪いもんで、あまりそこまで私は考えてなかったですが。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）逆質問が来ましたが、関連性があるので、8条と9条、今の条例の8条と9条ですよね、選考すると書いてありますが、これも選考は誰がするのか、ここでも公平性を保つために選考委員会というようなものがあつたほうがいいと思います。それから、23条、駐車場代ですね、これも別途取るような話も説明がありましたが、これも、料金が何ぼってまだ決まってないような説明だったと思いますので、この6条、8条、9条、23条、こういうもの関連して含めたものの要領、要綱か規則かそういうふうなものを作っておけば公平性も透明性も保てると思いますが、どうですか。作る計画とか予定はありますか。

議長（斎藤政広君）片岡総務課長

総務課長（片岡雅雄君）お答えいたします。ただいま規則については作りゆう最中でございますが、議員の言われるようにこれから検討しまして必要であ

れば、そういうこともうたっていきたいと考えてます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）私は必要であると思って提案をしておきますので、ぜひ、作る時も定住を目的ということなら、総務課だけが担当やないので、各課の課長にも示してですよ、それぞれの分野から見たもの、というようなものをここへ入れられたらいいと思います。

続けていいですか。一般会計補正予算で、一補事8ページの企画振興費になりますが、今回492万4千円を補正していますね。そのうち137万7千円が国県支出金となっておりますが、これの対象となる国県の対象となる事業は下の9ページにあると思いますが、支出の部分ではどこにどれぐらいかというのを説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。国県支出金137万7千円は、どこの財源となっているかということでございますが、まず、下のほうの15節工事請負費130万円、お試し住宅改修工事、その部分と、19節負担金補助及び交付金246万円のうち、移住者住宅改修費等補助金150万円、その2つに国県補助金があっております、それで、お試し住宅改修工事につきましては、当初予算で555万円を計上させていただきましたが、耐震工事ができないということで先般御説明させていただきましたが、130万円を補正するにあたりまして、国のほうの社会資本整備総合交付金の中で地震対策、空き家活用促進事業ということで、金額が大きくなりましたので、国庫の補助金を65万円増額しております。また、それと合わせて県のほうの補助金が残りの4分の1つきますので、当初は14款2項7目3節の企画費補助金の中で移住促進事業ということで予算を組んでおりましたが、間違いということがわかりまして、14款2項9目2節の住宅耐震化事業費補助金ということに予算の組み替えをさせていただいております。そこの部分がマイナスで組み替えの部分が147万3千円とプラスの部分が170万円で組ませていただいております。それとあと、移住者住宅改修費等補助金ということで150万円のうち、3件50万円改修費出しますので、3件という中で、県の補助金が2件分いただけるということで、25万円かける2件ということで50万を入れて合わせて137万7千円の財源ということで入れさせていただいております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）そしたら今度は一補事9ページの企画振興費の19のいなかパイプ負担金と、これは初めて出てきた言葉、表現じゃないかと思いますが、過去2回の議会へ出てませんので、私にとっては初めてですが、まずこのいなかパイプとはどういうことかという説明と、負担金は何をさ

せるのかという説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）いなかパイプのというのは、四万十町にあります一般社団法人の会社でございまして、やりゆう事業内容というのは、田舎と都会をつなげる事業開発と、人材育成というそういうふうなお仕事をしておりまして、中身と申しますと、海、山、川の一次産業の育成に向けて、農家や猟師さんとインターンシップ事業や企業化育成にも取り組んで商品開発や観光開発に関わるワークショップの企業運営を行っている社団法人でございまして。（「どういうこと頼むかと。」の声あり）どういうことかということですいません、失礼しました。今回いなかパイプさんのほうに越知町が会員となる年会費となる負担金12万円を計上させていただいております。そこで、どうしたいかと言いますと、もともとは25年度に越知町のほうで説明しています移住定住支援策検討会ということで、支援策について案出しが出されました、その5案がありまして、その5案の中に縁を作って後継者対策という大きな柱がありました。中で検討してくれてまして、その中でインターンシップというのが今回出てきてまして、それを今回形にしたものでございまして。そのいなかパイプさんというのはそういうインターンシップを得意としている会社でございまして、今回の事業の内容は、田舎ビジネス教えちやるインターンシップということですが、内容は、地域外の人を受け入れたいとかいうそういう事業者と、田舎で働いて暮らしてみたいという地域外がそれぞれの金を出し合っただけで出会い、人と人のつながりを作っていきかけとなるプログラムでございまして。用は就農のきっかけ作りというプログラムです。ほんで来てくれる参加者の方につきましては、参加者が自己負担で9万8千円を払うて実際に1月間29泊30日の体験をしますので、本当に本気で田舎でそういうふうな体験をしたいという方來ますので、すごくまじめな人材が来るんじゃないかとこちらとしては思うてます。お試し期間があつて、ひょっと気に入ってもらうたら越知町のほうでやがて移住というか、定住につながる部分もあるやないかということで今回予算計上させていただいております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ということは、この12万円は年会費やから、もし該当者が見つかつて頼みますよという場合は、また別にその費用負担というのは発生するわけですかね。自己負担の9万8千円だけで向こうは受けてくれるんですかね。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）自己負担9万8千円だけになります。ほんで越知町に発生するお金につきましては、12万の年会費だけになります。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2 番(武 智 龍 君)そこに関係あるかな、移住促進住宅改修費等補助金150万円と今3件言うたかね、50万かける3件というふうな説明ありましたが、この前もチラッとあったようにも思いますが、まずこの補助金を出す対象者ですが、移住者を受け入れる、例えば民家を賃貸で貸すという所有者に対して改造費をその50万円、最高限度額が50万円よね。所有者に対するものも入るのか。又は、移住者が買い取って入ってくる時に改造したいという、つまり、移住者に対しても可能なのか。また、買い取りもせんけど、民家でもない、つまりもともと賃貸住宅やったけど、そこに移住者が来ることになったと、移住者の希望で改造せないかんだったと、その賃貸住宅の持ち主も補助の対象になるのか。この対象者を説明してくれませんか。

議 長(斎 藤 政 広 君)中内企画課長。

企画課長(中内 利幸 君)お答えします。所有者、また移住者、又は賃貸の所有者、共に対象になるのかということですが、基本的に移住者を受け入れる場合の住居の部分については全て対象となります。案の段階ですけども、こちらに一応交付の対象者ということで案作ってますので、そこをちょっと読み上げられていただきます。まず4つありまして、本町に住所を有しない者で、町外に5年以上居住している者、ただし本事業完了後は本町に住所を定めるということでそれが1号ありまして、もう1つ、本町に住所を定めた日から1年を経過しない者で、それ以前は町外に5年以上住所を定めていた者。任務を終え、定住する意思がある地域おこし協力隊ということで、

議 長(斎 藤 政 広 君)答弁の途中やど、それは入る人の条件じゃけ、貸す人、持ちゅう人がどういう人が対象になるかという答弁を。

企画課長(中内 利幸 君)失礼しました。

2 番(武 智 龍 君)わかった。僕が言う提案したのが全部が対象になるということやお。

企画課長(中内 利幸 君)そうです。住宅の提供者また住宅提供予定の住宅所有者共に対象になります。以上です。

議 長(斎 藤 政 広 君)2番、武智議員。

2 番(武 智 龍 君)後で言うた答えは次に聞こうと思ひよったんですが、そして今度は、入れる場合の話も今あったんですが、補助金を出すということは、その事業の居住期間が今1年とか住む人に対しては1年とかいう何か条件があったけど、貸すほう、貸すほうが3カ月貸したとか1年貸したとか、次からはそれやめたということになったら、補助金のもらい得みたいになりますので、その部屋は移住促進に限って5年間なら5年間は移住者に限ると、それ以外の町内の転居者というのはいかんぜよというような、この規制というものはないとおかしいかと思いますが、そういうふうなさっきの補助金の交付要綱というものは定めてますか。他の補助金の交付要綱を運用するにはちょっと無理がいくと思うので、実施要領でも

作っておけば別ですが、補助金の交付要綱か実施要綱か。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。交付要綱の中にどういう場合に返還かということを定めるように考えています。あくまでも移住者用となつていきますので、5年間は移住者用に使ってくださいと。ほんで不幸にもたまたま途中で帰りたいというようなことがなっても、空き家情報流して後へ向けて移住者に入ってもらふような手続きをしてもらうようにというように考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）これは非常にバランスも大事なので、今までの桐見川とか佐之国とかも大体10年、市山も10年やったかね、横畠もあれは5年か、そういうような期限があるやないですか、目的のためにという、これはある程度統一近いバランス、あんまりバランスが崩れんような調整をしちゃかんとおかしいものになりますよね。もう1点ですが、この件に関して。そういうふうなもの定めたときに今までは役場大体ありますよ、補助金要綱ありますというところは間違いはないですが、それをわかりやすう噛み砕いたペーパーがないので、一般の人が知らん。特に移住に対しては、部落長さんをはじめ議員もはじめ一般町民の方に協力をしてもらうことも大事なので、補助要綱ができたならそれをこう、もうちょっと噛み砕いたわかりやすいものを皆さんに紙ベースにして配ると。例えば町民会館のような人が集まる場所におち駅とかいうものにはそれを置くというような予算はここには今ないと思うけど、そういうふうな物を作らんと、ありますって、聞かれたらありますちゅうようなことじゃあ移住促進にはならんと思うので、ちょっとこれではまだ片手落ちやないかなと思いますが、その辺はどう考えてますか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。移住促進事業につきましては、本当に1丁目1番地ということで考えておりますので、当然議員の皆様にも住民の皆様にも御協力、御理解いただいて進めていかないといけない事業だと思っています。そういうものですので、当然中身についてわかっていただく必要がありますので、説明会とか、今度26日ある区長会とか、機会あるごとにわかる範囲内での説明というのはしていきたいと思っております。こういうことになりましたと。要綱は難しいですので、中身についてできるだけわかりやすい形でパンフレット等に載せられる部分については載せるようなやり方をやっていきたいと考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）そしたらこの件はよろしくお願ひしたいと思ひます。そのさっき言うた年限が妙にちょっとパッパッパとはしたようですが、5

年間ですかね。10年間ですかね。50万を出した補助金をもろうたその業者というか方は、5年間は移住者以外、町外からの移住受け入れ意外にその部屋以外を使ったらいかんよとか、その家を使ったらいかんよという規制はかけるわけですね。5年間ですか、10年間ですか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）5年間となります。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）5年ぐらいで更新ができるようにしちよったほうがいいと思いますね。後もう1点だけです。一補事16ページで、これもいつも行きながら毎年同じ事業名が出てくるのもう1回聞きたいと思いますが、農業振興費の19の負担金補助で、こうち農業確立総合支援事業補助金の目的と対象者を説明してください。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）武智議員にお答えします。こうち農業確立総合支援事業補助金504万円につきましては、ミツバの下葉取り調整機とミツバの計量結束機の2台でございます。補助先はサンワファームへの直接補助金です。以上です。

議長（斎藤政広君）ないようでしたら、西川住民課長。市原議員への答弁。

住民課長（西川光一君）介補事5ページなんですけど、特例特定入所者介護サービス費と、特例特定とはどういうことかという問いだったと思うんですけど、本来これショートステイの民間の事業者なんですけど、本来県が指定するショートステイの施設について県が指定するんですが、町が特別に認めた場合、一定の基準を満たして町が特別に認めた場合、どうしてもショートステイ施設が足りないということで認めたというような施設なんです。それがショートステイ施設で6床あります。それが、特例居宅介護サービスという費です。それと下に特例特定入居者介護サービスというのがあるんですけど、これも先ほどのショートステイの中身なんですけど、食費とか、居住費があるんですけど、それは、入居者減額される分を予算化、補正してます。以上です

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）今の事項別明細の中の一補事9ページに、越知町PR番組ということで99万9千円予算計上しておりますが、どういうPRをするのか。この点についてまず最初にお聞きします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）一補事9ページの越知町PR番組制作99万9千円について、どういうPRをするのかということでございますけども、まず、目的としまして、今回来年の4月に完成予定の町営住宅フォレストタウンの12月の入居募集の呼びかけを考えておりまして、メディアを利用して県内に広くPRするように考えています。事業のそこのどういうやり方、内容ですけども、高知放送の人気番組がありまして、内容は日曜日の朝7時15分から放送中のアニメ「土佐のむかし話」の中で4週にわたって住宅募集の呼びかけをしたいと考えております。この番組は、放送の開始から7年ですけども平均視聴率が16%ございまして、1回の放送で大体県内およそ12万人の人が見ていただけるようなものの番組です。ほんで、CMでは15秒という枠の中でしか番組の中で表現できませんけども、もっと長い時間することが今回できると思っております。また、町営住宅のレポーターとして今回、土佐のむかし話のメインキャスターである大林さんを起用することも可能ですので、そういうことで入居者募集をさらに呼びかけたいと思っておるところでございます。以上です。

議 長（斎藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）すいません。非常に大事な部分の本題のほうが抜けていました。土佐のむかし話のお話の内容ですけども、今回は一応安徳天皇の重臣にスポットを当てまして、4名の重臣のお話をその中へ入れて越知の魅力の中に入れてその中で住宅の募集を呼びかける、ほんでメインのほうで安徳天皇の重鎮にスポットを当てるということになります。それで4週にわたって放送させてもろうて、その中でCMやったら15秒ですけど、もうちょっと長うにやるようなことを考えております。すいません、抜けておりました。以上です。

議 長（斎藤 政 広 君）他に質疑はありませんか。8番、片岡議員。

8 番（片岡 清 則 君）土佐のむかしとあの民話はわしらも見ても面白みがあるがじゃけんど、どればあ応募者が県外からあるかというがは、また聞きます。約100万円も出して、来町者を狙うというのもこれもひとつの手かとは思いますが。ついで、一補事22ですが、明治地区の3校の閉校実行委員会ということでお金が出ておりますが、まず最初に聞きたいのは、この明治地区3校は学校施設ということで土地の使用料をかなり出しておると思えます。閉校後もずっと払ってきたと思うわけですが、今後はどういふようになるのか、お聞きをいたします。

議 長（斎藤 政 広 君）高橋次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）片岡議員にお答えいたします。まず黒石小学校につきましては、町の施設となっておりますので、片岡小学校と明治中学校の2校のことだと思われま。この2校につきましては片岡小学校につきましては、明治東部公民館として活用、それから、明治中学校につきましては、明治西部公民館として活用ということで、地権者の方には学校と同じように貸してくれということで、承諾を得ておりますので、公民館として活

用ということで、これからも地代を支払っていくというようなことになります。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）それぞれの学校の敷地面積等もあろうと思うんですが、1校あたり何ぼで、公民館ということになると、他の地域にもたくさんあると思うわけですが、この均衡が取れるのかどうか、まずその辺をお聞きします。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）資料を持って来てないのでちょっと時間をいただきたいです。（「大体の額でもかまんのぜ。かつちりにはようばん」の声あり）。

議長（斎藤政広君）少し調べないとわからないそうですので。若干休憩しますが、議員の皆さんにもお願いをしますが、明治中学校の敷地代等については、何年前か忘れましたがそれほど前ではございません。全員に誰にいくら払っておるという一覧表を執行者のほうからいただいておりますので、度忘れすることは当然あろうと思いますが、そういう過去にも資料が出ておりますので、そういうことは承知をしておいていただきたいと思います。今回始めて議員になられた方は見てないと思いますが。過去からいる方はそういうことがあっておりますので。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

議長（斎藤政広君）再開します。高橋次長。

教育次長（高橋昌彦君）すいません、お待たせいたしました。片岡議員にお答えいたします。明治中学校ですが、約6万7千3百円です。なお、敷地については、ちょっと坪数の計算をしておりますので、坪数でよろしいでしょうか。1,070.7坪という計算をしております。それから、先ほど黒石小学校の建物の敷地については、町の所有なんですけれども、駐車場部分に若干借地がありまして、黒石小学校のほうは195.27坪で9万1,356円、それから片岡小学校につきましては、812.87坪で4万1千3,101円となっております。土地代が均衡取れているかということで、すけれども、これは、税の評価額等を基にしておりますので、突出して高いというふうに感じたことはございません。均衡が取れていると思われま

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8 番(片岡清則君) そういう意味での均衡でなしに、学校を休校として使っておるとかいうんなら、それは今までの例によるということであろうと思うわけですが、公民館というような使い勝手になる場合には、方々に公民館というのは数多くあると思うわけですが、この60万というような金額を毎年支払っておるといようなことでは、均衡が取れておらんのではないかと聞いておるんで、そのことを御答弁願います。

議長(斎藤政広君) 高橋次長。

教育次長(高橋昌彦君) 失礼しました。まず、公民館につきましては、越知町内で6館あります。一番大きいのは町民会館のほうで、中央公民館なんですけれども、その他の5館のうちこの2館、明治中学校の分とそれから片岡小学校の分のみ借地料払ってるといことですのでけれども、この中学校、小学校建てるにあたって、借地をどうしてもしないといけないという理由があったと思われます。その理由については私のほうも把握をしておりますけれども、地主の方に相談して公民館として活用していただけるのであれば、今までどおり借地をしていいということで、お話をいただいております。ですので、その他の公民館との比較をすると、やはり、借地料払ってるといことについては、ちょっと均衡は取れてないと自分は思っております。

議長(斎藤政広君) 8番、片岡議員。

8 番(片岡清則君) 今の答弁に対して町長はどういうように思っておるのか。従来どおり同じ金額で公民館が他にもあるところは無償と、一方でそういう多額のお金を出しておるといことについては、交渉の余地はなかったものか。お聞きいたします。

議長(斎藤政広君) その前に片岡議員。今回は議案質疑ですので、この3校閉校実行委員会の補助金200万円について尋ねるのならいくら尋ねてもいいんですが、関連があらうかと思って発言を止めずにいましたけれども、そこまで行きますとまた別の場ですね、それは確認はしていただくようにしていただきたいと思ひます。「よしよし、次やるけかまん。」の声あり)他に質疑はありませんか。1番、小田議員。

1 番(小田範博君) 一補事の23ページ、4ページ、5ページにわたっておるわけですが、共同の調理場の設計、これの委託料それぞれ小学校費、中学校費、幼稚園費と分けておるこの理屈についてはわかるんですが、非常に事務が煩雑にならうかと思ひます。できることなら一本化しちよいたほうがしよいと思ひますが、その辺はどうでしょうか。

議長(斎藤政広君) 高橋教育次長。

教育次長(高橋昌彦君) 小田議員にお答えいたします。本来やはり新しく目をとって共同調理場費とかいったような目を取るべきところだったわけですが、当初予算を組む時に小学校費で共同調理場を建てるということで予算は立てましたので、今年度については、どうしてもこういう形に

なりましたけれども、来年以降につきましては、新しい目を作ってやりたいと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）今後発生してくる工事の請負費等々については、そういった一本化したものの中で進んでいくということですね。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）今年度にもし工事発生する場合は、この形で行かざるを得ないと思っておりますけれども、次年度以降につきましては一本化するということでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）。質疑なしと認めます。質疑を終結します。5分間休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時07分

議長（斎藤政広君）再会します。高橋次長。

教育次長（高橋昌彦君）小田議員にお答えしました学校をそれぞれなおすので、工事費については、各小学校費、幼稚園費、中学校費ということになるかと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）それぞれの給食室を最終的に直さないかんための予算よね。見込みの答弁をしないように、くれぐれも注意をしておきます。

討論・採決（議案第41号から議案第57号）

議長（斎藤政広君）日程第4 討論・採決を行います。

議案第41号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第42号 越知町立中学校設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第43号 越知町いじめ防止対策推進法施行条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第44号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第45号 越知町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第46号 越知町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第47号 越知町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第48号 越知町お試し住宅条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第49号 平成26年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第50号 平成26年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第51号 平成26年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第52号 平成26年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第53号 平成26年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第54号 財産の無償貸付について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第55号 愛媛県西宇和郡伊方町立伊方保育所を越知町住民の使用に供させることについて討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第56号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第57号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。終了ですので町長から、一言お願いをします。

町長（小田保行君）今議会で上程しました議案につきまして議員の皆様全員の賛成を得たことは深く感謝をいたしております。なお、執行者側の答弁におきまして時間がかかったり、的確でなかったりした場面がありましたことをお詫び申し上げまして、今後修正を図りたいと考えております。どうもありがとうございました。

議長（斎藤政広君）お諮りします。4時20分まで休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。異議なしと認めます。それでは4時20分まで休憩します。ごめんなさい、この時計がだいぶ遅れちゃう、4時半まで休憩します。失礼しました。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時27分

議員発議

議長（斎藤政広君）再開します。

日程第5 発議第5号 手話言語法制定を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、7番、山橋正男議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

発議第6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の議案が、お手元に配付のとおり、2番、武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

発議第7号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の議案が、お手元に配付のとおり、10番、寺村晃幸議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

発議第8号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の議案が、お手元に配付のとおり、10番、寺村晃幸議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

発議第9号 2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の議案が、お手元に配付のとおり、7番、山橋正男議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手多数。よって本案は、可決されました。

発議第10号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の議案が、お手元に配付のとおり、9番、西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

議 長（斎藤政広君）日程第6 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（斎藤政広君）日程第7 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と決定いたしました。

議 長（斎藤政広君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成26年第5回越知町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉 会 午後 4時34分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員